

個人番号（マイナンバー）の記入等に係る注意点《保健予防課》

マイナンバーが記入された申請書類を受け付ける場合は、本人確認 **番号確認** と **身元確認** の両方が必要です。

【1】 **番号確認** → 記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認

【2】 **身元確認** → 番号の正しい持ち主であることの確認

※ 窓口で申請者が申請する場合は、【1】【2】の原本が必要です。

※ 郵送で申請する場合、または申請者以外の方が窓口で提出する場合、【1】【2】のコピーの提出が必要です。個人番号記載欄裏面にコピーを貼付してください。

※ 申請者以外の方が窓口で提出する場合、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書裏面の申請書類等提出委任申出欄の記入が必要です。

※ 有効期限の切れているもの・記載内容が現在の情報と異なるものは、個人番号確認書類・身元確認書類としてお使いいただけません。

個人番号（マイナンバー）の記入について

マイナンバーを記入する対象者は、受診者の属する医療保険等に応じて下記の通りです。

1. 国民健康保険（退職国保含む）、国民健康保険組合の場合

受診者本人、**申請者**及び**受診者本人と同じ国保に加入している方全員分**のマイナンバーを記入してください。

2. 被用者保険の場合（全国健康保険協会・健保組合・共済など）

受診者本人、**申請者**及び**被保険者**のマイナンバーを記入してください。

3. 生活保護を受けている世帯及び中国残留邦人等支援給付世帯の場合

受診者本人及び**申請者**のマイナンバーを記入してください。



個人番号（マイナンバー）の確認について

● 申請者本人（受診者が18歳以上の場合は受診者本人、受診者が18歳未満の場合は保護者（原則、受診者が加入している医療保険の被保険者））が申請する場合

【1】 **番号確認** に必要な書類（下記のいずれか1点）※マイナンバーを記入する対象者全員分が必要

- ☐ 個人番号カード（裏面）（写真付きICカード）
- ☐ 個人番号通知カード（紙ベースのカード《個人番号が記載されているもの》）
（記載事項に変更がないもの、または、記載事項に変更があった場合に正しく変更手続きが
取られているもの）（※個人番号通知書は使用できません）
- ☐ 個人番号が記載された住民票の写し 又は 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

【2】 **身元確認** に必要な書類（(a)欄はいずれか1点、(b)欄はいずれか2点）※申請者分が必要

※裏面もご確認ください。

(a)	☐ <u>個人番号カード(表面)</u> ☐ 住基カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 上記証明書等のいずれか1点	本人の顔写真付 有効期限内 現住所が記載されている } ものであること
(b)	☐ 公的医療保険の資格確認書（有効期間内のもののみ・資格情報のお知らせは不可） ☐ 指定難病特定医療受給者証、自立支援医療費受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証 ☐ 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証 ☐ 住民票、各種年金証書、生活保護受給者証、戸籍謄本、納税通知書、源泉徴収票 上記証明書等の中でいずれか2点	本人の顔写真なし 「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されているものであること 有効期限内かつ記載事項に変更のないものであること

※『個人番号カード』をお持ちの方は、1枚のカードで番号確認と身元確認の両方ができます。

● 受診者が18歳以上で、受診者本人以外が申請する場合

① 代理人の代理権の確認が必要です。

- ☐ 任意代理人の場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書裏面の委任欄の記入が必要です。

（例：父または母が申請者となる場合、受診者本人（18歳以上）から父または母への委任が必要です。）

委任欄に記入がない場合は代理権を証明するものとして認められる書類が必要です。（例えば、個人番号カード、資格確認書、運転免許証など公的機関等が申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類）

- ☐ 法定代理人の場合は戸籍謄本又はその資格を証明する書類が必要です。

② 代理人の身元確認が必要です。

- ☐ 必要な書類は、【2】身元確認に必要な書類一覧と同じです。

③ マイナンバー記載対象者の番号確認が必要です。

- ☐ 必要な書類は、【1】番号確認に必要な書類一覧と同じです。